

306 法科大学教授石坂音四郎私立中央大学へ出講許可指令案

〔大正四年九月三十日〕

大正四年九月卅日

庶務課 (富塚恂) (榎本勝多) (葛巻常四郎)

課長 (中村恭平) (山川健次郎)

案

東京帝国大学法科大学教授法学博士 石坂音四郎

本月十九日付願私立中央大学ニ於テ法律学講義受嘱ノ件許可ス

年月日

総長

(割印) (欄外注記)

供閱 学長 (土方寧) (花押)

御願

私儀

公務ノ余暇ヲ以テ中央大学ニ於テ毎週二時間法律学ノ教授ニ従
事仕度候間此段御許可被成下度奉願候也

別ニ報酬ノ契約無之候

大正四年九月十九日

法科大学教授 石坂音四郎 (印)

総長 山川健次郎殿

(欄外注記)

「九月三十日指令済」

〔「検印録」自大正三年至大正四年、④F14〕